

## 12月は「市税滞納整理強化月間」です

市税は、私たちが安心して健康的な暮らしを送るために必要な社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな施策を進めるうえで非常に大切な財源です。

本市では大多数の人が市税を納期限内に納付していますが、納付しない人がいると財源不足となり住民サービスに支障をきたすことになるうえ、納付した人との公平性を欠くこととなります。

そのようなことにならないよう、市では市税滞納額の縮減を目指し、12月を「市税滞納整理強化月間」として、税収確保に努めます。

問い合わせ 納税相談課(☎④ 2831)

### 納付が困難な場合は相談してください

本人や家族の病気、災害や盗難、事業の休廃止、失業などの、やむを得ない事情や多重債務などにより、市税の納期ごとの納付が困難な場合は、「一人で悩まず」「放置せず」早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。



### やむを得ず強制的な措置も

納期限内に納付した人との公平性を保つため、市へ相談もなく納期限を過ぎても納付しない人に対しては、滞納処分を行います。その際は預金調査や勤務先などに給与調査を実施し、預貯金・給与・年金・生命保険・売掛金・不動産など財産の差し押さえを行います。差し押さえた不動産や自動車などは公売し、その売却益を滞納市税へ充当します。

※財産を差し押さえるために、建物内を強制的に捜索する場合があります

### 日中忙しい人は……

仕事などで時間内に納められない人は、夜間窓口、口座振替、コンビニ納付をご利用ください。

#### 【夜間窓口での納付】

毎週水曜日、午後5時15分～8時(鬼石総合支所は午後7時まで)に開設している夜間窓口で納付ができます。(祝日を除き、納税相談課・鬼石総合支所住民サービス課の窓口が利用できます)

#### 【口座振替】

忙しくて時間の取れない人や納付場所まで行くことが困難な人には、指定口座から自動的に納付できる口座振替がお勧めです。

◎利用できる税・保険料など

固定資産税、市県民税(普通徴収)、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料 など

◎口座振替ができる金融機関

し の のめ 信用金庫、群馬銀行、東和銀行、多野藤岡農協、中央労働金庫、ゆうちょ銀行(郵便局)、ぐんまみらい信用組合(通帳を開設した店舗のみ)

#### 【コンビニ納付】

コンビニエンスストアで24時間納付できます。ただし、バーコード付き納付書の有効期限は発行日から一年になります。有効期限が過ぎている場合は、納付書を再発行しますので納税相談課へお問い合わせください。

※金融機関(ゆうちょ銀行を除く)では、発行日から一年を過ぎた場合でも納付できます

※利用できるコンビニエンスストアは納付書の裏面に記載されています

※バーコードが付いていない納付書(介護保険料など)はコンビニ納付できませんのでご注意ください



**未登記家屋の所有者変更手続き**

未登記家屋(登記をしていない家屋)の情報は、市の固定資産税台帳で管理されています。相続や売買、贈与などで所有者の変更をする場合、市への届け出が必要です。

※登記のある土地や建物の所有者変更は法務局で所有権移転登記を行ってください

**持ってくる物** ▽未登記家屋所有者変更申出書(実印押印) ▽新旧の所有者の印鑑証明(相続による変更であれば、被相続人の印鑑証明は不要です) ▽売買、贈与などの契約の場合は契約書の写し ▽相続の場合は遺産分割協議書の写しなど

**その他** 届け出用紙は税務課にあるほか市ホームページからダウンロードできます

**問い合わせ** 税務課(☎④ 2228)



### 家屋の取り壊し、用途変更に関する届け出

**固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税します。**

**家屋を取り壊した場合**

平成29年12月31日までに家屋の一部または全部を取り壊した場合、30年度の固定資産税台帳から削除するには年内に法務局で滅失登記をする必要があります。未登記家屋を取り壊した場合や年内に登記を済ませることが難しい場合

は、市税務課へ届け出をしてください。なお新増築の家屋評価のときに市職員が確認した場合は届け出は不要です。

**家屋の用途変更をした場合**

用途変更の届け出をしてください。

**持ってくる物** ▽届け出人の印鑑(スタンプ印不可) ▽29年12月31日までに取り壊した家屋の場合は、取り壊し年月日および取り壊し業者名が記

載された解体証明書▽用途変更の場合は、用途変更したことが分かる物

**その他** 登記の方法などについては前橋地方法務局高崎支局へ問い合わせてください。市役所への届け出用紙は税務課にあるほか市ホームページからダウンロードできます

**問い合わせ** 税務課(☎④ 2228)

### 事業用償却資産の申告を

平成30年1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有している法人または個人事業者は、必ず申告してください。耐用年数を超過している資産でも、資産のある場合は申告が必要です。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

**申告期限** 30年1月31日(水)

**対象となる資産** 償却資産とは事業のために用いる有形の

資産で、以下のものです▽構築物(広告看板、門扉、アスファルト舗装など)▽機械・装置(太陽光発電設備、土木建設用機械など)▽船舶▽航空機▽車両・運搬具(フォークリフト、構内運搬車など)▽工具・器具、備品(測定器具、家具、理美容機器、事務用機器、パソコンなど)

**申告の内容** 資産の種類、名

称、取得年月、取得価格、耐用年数など

**申告書提出・問い合わせ** 税務課(☎④ 2228)



### 冬の県民交通安全運動

12月1日(金)～10日(日)

**夕暮れ時の早めのライト点灯と反射材等の着用促進**

夜間運転ではライト上向きが原則です。対向車などに配慮し、小まめにライトの向きを切り替えてください。歩行者や自転車は、明るい服装で反射材を着用しましょう。

**子どもと高齢者の交通事故防止**

急な飛び出しや不用意な横断を予測した運転を心掛けましょう。

**飲酒運転の根絶**

飲酒運転は悲惨な重大事故を引き起こす危険性が高い悪質な犯罪です。一人ひとりが飲酒運転の根絶に取り組みましょう。